

特別講演

「21世紀の森林・林業・林政を考える」

岩手大学教授

岡田秀二

ただいまご紹介いただきました岩手大学の岡田でございます。

私、普段から青森分局の最近のいくつかの新しい試みについて敬意を表していたところですが、昨日からの研究会が、今年はまた、民有林を含めた形で実施されていると言うことで、すばらしい試みがさらに進展中でございまして大変うれしく思っております。

また、私どもの大学も大変お世話になっておりますし、私自身もむしろ教を請うている立場でございます。この場を借りまして改めてお礼を申し上げたいと思います。

さて、今日は大変大きなテーマを戴きました。「21世紀の森林・林業・林政を考える」というテーマでございます。大変大きなテーマなんです、時期的にはちょうど2001年、新しい世紀が始まる時でございます。さらに、昨日も今日もお見えですが、岩手林業新報の酒井さんと親しくお話を致しましたところ、「国有林も色々試みがあるようだ、しかし業界も今、様々な形で試みを展開中で、それは実は世の中がどうなっているのか先の見通しがつかみ切れないことを示している。」という話しがございました。私は先の見通しがつかみ切れないばかりではなく、現状そのもの、立っている位置が私どもに十分明確になっていないのではないかと考えています。そういう意味では大変大きなテーマをいただいたんですが、一度間口を拓けたり大風呂敷を拓けてみて、大きなところから眺めて見るということも、この時期に当たって、この時期だからこそ必要かもしれない。そんなことを感じております。今日は大変乱暴なお話をするかも知れません。しかし、混迷する現代にあって何か一つでもヒントがあれば、私自身もそうですが皆さんのまとめに当たってお役に立てられることがあれば幸いだと思っております。そんなことで、日頃考えているところをお聞きいただければありがたいと思います。

この会場にはお世話になっている先輩、中には大学での教え子もおりまして、私としては大変話がしづらいのですが、少し気楽な気持ちで聞いていただければと私もほぐれて参りますので、何卒よろしくお願い致します。

話しの簡単な要旨をお配りしております。資料もお手元にあるかと思いますが、このような資料も使って大きなところを少し眺めて見ようと考えております。

最近、特にここ半年位の間には大きな流れを象徴するようなことが沢山出てき

ております。その一つは12月に出ました新しい政策の方向性を示した林政の大綱というものです。大綱がまとまるにはおよそ5年間位かかっているというように思いますが、集約されたものが10月の段階で、林政審議会からの答申として出されております。これらを材料にしながら、今置かれている現状というのがどういうところにあるのか、この現状に対して政策はどのような側面から応えようとしているのか、その応えようとしている政策で果たして私どもが普段考えている問題、あるいは積み重ねてきた問題をも含め解決の方向に導いてくれるだろうか、この辺りについて話を展開してみたいと思います。

高校生の皆さんには話しが抽象的になりますが我慢をさせていただいて、後ほど分からないところは手を挙げて質問していただければありがたいと思います。

### 1 新たな林政の方向と特徴

早速、林政審議会報告「新たな林政の展開方向」の特徴を探ってみようと思います。資料の2枚目と3枚目（資料一2参照）、これがこれからの21世紀の林政の柱でございます。この通りの政策が具体化されて今年度中にも出されるというスケジュールになっております。特徴は何か、これを目で追っていただくと大変ありがたいんですが、時間も限られているようでございますので、特徴的な点を少し拾い上げてみたいと思います。

次の特徴が出ております。四角で囲った中の言葉が特徴そのものだと言って差し支えないと思います。新しい政策の根幹となるところ、その目標は何かというと、それは「森林の整備」だということが一つです。森林を整備することが林政の目標であり根幹である、ということがここで触れられているということでございます。

そして、多様な森林の機能というのを十分に発揮させるのに必要な、そのために必要な「管理」をこれから行う、と言うのが次の囲みの中でございます。ここは後で申し上げますが大変重要なところだと思っております。政策手段をどこに設定しているかということでございます。森林計画制度については継承する、しかし中身は変える、ということをお大変強く匂わせております。

そういう中で林業とか木材産業というのがどのような位置付けになるかということですが、これは資料の通り、「森林の管理と資源の持続的な利用、そのための林業の振興」という置き方をしているということです。これはこれまでとは全く違うという理解をして差し支えないと思います。

木材産業についても資料の通りでございます。「資源の持続的な利用のために木材産業」があるという理解が変わっております。あるいは、ここに特徴を

きちっと据えて、これからの林政というものを展開して行く必要があるということでございます。

それから次のページですが、2番目の囲みに「公的関与による森林の適正な管理」というのがあります。これは大変新しいところだと言っても差し支えないと思います。なぜ新しいのかと言うことについては後ほど触れてみたいと思います。それから国有林野についてはこれまでの改革を継続しながら新しい展開、新しい国有林像の中身を作って行くということで、これは継承性が大変強い部分だと思います。

次の囲み、「山村地域の活性化」も非常に特徴のある点だと理解をいただけたと思います。山村そのものが林政の政策対象になっているということでございます。これまでは我が国林政の中で山村全体を政策の対象に据えるということは凡そありませんでした。山村の中の林業部分、林業に関わる人達の定住促進のための様々な政策はありましたが、地域としての山村そのものを政策の対象に据えていくというのは大変新しい側面を示しております。

次の「森林組合系統組織の見直し」も特徴的な点でございます。これについても後ほど政策展開のところで触れてみたいと思っております。

それから一番最後の囲み、「国際的取組の推進」ですが、実は遠慮したように一番最後になっておりますが、これが大変な重要性をもっている部分だと私は理解をしております。それは国際的な枠組み、国際的なルールの中での政策展開と読み替えていただけるとよろしいと思います。

今拾い上げましたところをさらに詳しく文章化したものとして、林政審の答申があります。ここにこのことが書いてありますので説明は省略致します。(資料-3参照)

例えば今までの特徴付けを乱暴なようですが簡単な図で示してみるとこのような整理でよろしいかと思えます。(図-1参照)

一つは「森林の整備」、これが根幹です。我が国の林業が、「林業の振興」あるいは「木材産業」、大変乱暴なんです。森林の整備に寄与するものとしての位置付けというのが明確に表れております。そしてこれまでと随分と違っていると言いましたのは、「山村」という部分を政策対象にそっくり入れてくるというところに特徴があって、こういう形での支えと構えをして行こうということが特徴だと思います。

しかしもう一つ。これだけが浮いている形の仕組みかというところではありませんで、この林政審の答申のところを読んでいただくと特徴が出ておりますが、実は全体を「国民」というレベルで支えて貰うし、政策はそこを一つの主体として明確に位置付けようとしているのです。その中で、「地域」というの

を括りとして意識して参ります、ということが出てきております。この地域というのも後ほど説明したいと思いますが、やはり特徴的な点だと思います。

もう一つは、実は森林の整備に関わっては、「公」という部分がこれからは大変大きな役割を果たして貰わなければいけないし、実態として寄与する側面だという理解をする、という整理があります。

一番遠慮しておりました国際的な関係というのは、こういう大きな位置にあつて、こういう枠組みの中でこれからの林政の体系が作られて行くのではないかと考えております。おそらく素直に読み込んで行きますとこういうことになるものと思います。これが今後の林政の枠組みでございます。これまでの林政と比べてのキーワードとそれらの置かれた位置付けを見て参りますと、森林の所有者というのが実はあまり大きな主体としても、あまり大きな期待される部分としても出てきていないというのが一つあります。

それからもう一つは、国有林とか国家と林政との関わりが必ずしも明確にはなっていないのではないかと思います。それと森林の整備のための林業、木材産業という置き方の中で、私どもが一番気になっております生産というのが、どちらかというの後退気味になっているというのが特徴として言えるかと思えます。

これらが21世紀のこれからの林政展開のキーとなるところであり基本構図だとすれば、それら林政をさらに理解するために過去からの展開の中ではどんな位置付けになるのだろうか、という辺りについて触れてみたいと思います。

## 2 新しい林政の歴史的な位置づけについて

レジュメの二番目に入ります。

これまでの我が国の林政を見て参りますと、いろんな先生方が林政史、林業の歴史というものを整理しておりますが、私は現状の林政を捉えるという意味で、あるいは21世紀の政策を捉えて行くという意味では凡そレジュメにあげたような5つぐらいの時期区分をして大きく捉えてみてはどうだろうかと考えております。

一つは、明治・大正期林政と大変乱暴な括り方をしております。資料の一番最後のところに林業白書の年表を添付しております。(資料-4参照)

明治・大正期の林政は特徴はなんであったかということですが、我が国の林政というのは、この辺りは高校生諸君も復習という意味で聞いていただくとありがたいのですが、国家が責任を持つということを明確にし、地租改正から始まります。具体的に林業政策が見えてくるというレベルでは明治6年ないしは7年辺りから明確になって参ります。

既に、殖産興業政策ということで高校生諸君も勉強していると思いますが、その内務省段階というのが明治6年から始まります。その中の実は根幹になる一つが山林政策、林野政策ということで置かれております。ご存知の大久保利通、時の内務卿です。彼は「本所事業の目的を定むるの議」というのを置く訳ですが、その柱の一つは山林政策です。3つの柱の根幹になる政策が実は山林政策です。これを両翼で支えるのが海運であり、もう一つは農と商工だということです。山林政策というのは国家づくり、近代資本主義へと歩いていくその根幹にあるんだという捉え方でございます。その中身は何かといいますと、明確に出てくる一つは国有林野を設定して行くというご存知の地租改正から官民有区分という流れがその一つであります。

最も重要な国有林の一つとして早くから実は青森営林局、秋田営林局が置かれております。我が国は国家が営林局を作り国家自ら森林の管理をする、その最も重要な一つは東北に置かれていた訳です。国家が直轄をするという形で土地を取得し管理をして行くというのは、明治9年の時点から実は始まって行くのでありますが、それが延々と明治30年まで続いて行きます。しかしこの青森と秋田と岐阜山林については、明治9年以降早くも直轄化を遂げて参ります。それ位にこの地域の森林の管理は大変な重みを持っております。明治30年というのは我が国最初の森林法ができる年であります。この時までには民有林と国有林は各々異なる役割を持つものとして位置付けられます。民有林というのは人々の生活に普段必要な、そういうところに利用を、事実としても幕藩体制以降ずっと遂げてきている訳ですから、そういうところをこれからも担って貰おうという考え方をしております。しかし、国有林野は明治期に入って、世界の中でいろんな脅威の中に我が国が国家づくりをして行く、その根幹のところ、いわば産業政策、これの根幹を国有林野は担って行かなければならないという形で、むしろ、生産する材についても民有林にあらざる長大材を育成し生産をするという考え方をしています。ここでは明確に国家自らが管理し資本機能を作り上げて展開して行くということを高らかに謳って行きます。これが実は大正期までこういう構えが続いて参ります。明治40年に森林法の最初の改正を行います、この時もこの構えを崩しておりません。

しかしこの明治40年、森林法の施行過程では実は不幸な事態というのが我が国に訪れます。それは紛れもなく戦争への道なんです、その中で、国有林だけではなくて民有林にも一部国有林が担うべき側面を協力して貰おうという考え方が出て参ります。一番早く出て参りますのは、公有林に対して一緒にやっつけて欲しい、国が責任を持とう、というご存知の官行造林法、これは大正9年のことでございます。こういう中で資源づくりを一緒にやっつけて行きます。これ

が、明治・大正期林政の実は特徴でございます。

一体何を言いたいのかと言いますと、国家がきちっと責任を持って何を担うか、そこが明確になっているということです。その手法は明治19年以降ご存知の施業案というものが中身の特徴としてはずっとこれを煮詰める形で出て来るというのが政策のいわば特徴だと言うことができると思います。

次の統制期では、林政の次の展開というのがございます。それは国有林と民有林がそれまでは一応分けて展開を見てきたけれども、一緒になることがむしろ大切だと、それは施業案という考え方を共通にすることで一緒に組み込んで展開して行けるのではないかということでもあります。

ご存知のように昭和14年に森林法が次の改正を行います、この目玉は50町歩以上ある大きな所有者については施業案をきちんと作って貰おうということです。そうではない小さな所有者に対しては、施業森林組合という形で施業案をきちんと組んで貰って、経営というレベルで資源の管理を行っていくというのが中身です。そこでは所有者が明確に位置付いているということです。所有者ごとの経営というものが非常に大切にされております。資源の管理を通じながら国土の保全と木材の自給と山村の保護という言い方をするんですが、資源の管理を施業案を通じて行う。国有林、民有林を一体に国土保全と木材の自給と山村の保護、これを林政の枠組みとして持つと言うことがこの中では出ています。

残念ながらこの統制期も昭和16年になりますと木材統制法というのが出て参ります。ご存知の戦争経済へと踏み込んで参りますので、国家の伐採計画の中にこの施業案が残念ながら飲み込まれて行くという歴史がございます。しかし構えとしてはそういう中で展開をしている、残念なのはそれが実現せず、あるいは、その考え方が見事に開花することなく違う要素の中で崩れて行ってしまっているということを理解すべきだと思っております。

次は戦後林政でございます。昭和25年までは占領下にありますので、26年から我が国の林政も独自のものとしての展開を見せて参ります。しかし、GHQの指導の中で次のような枠組みに落ち着いて行きます。それは、林業計画はやはり国家が責任を持ちなさいと言うことが大きな柱の一つです。ここでも国家が責任を持つ部分がかなり明確になっているということを押さえておくべきだと思います。

その上で、施業案という捉え方ではなくて、アメリカナイズすることの中で、実は森林基本計画という施業案ではなくて国家が責任を持つ中で資源の基本計画という置き方をします。それからご存知の森林区計画、森林区実施計画、こういう体系であります。いずれにせよ、国家がきちっと責任を持ちなさい、そ

して国有林と民有林とが一緒になりなさい、というのが新しい林政展開の枠組みであります。施業案を必ずしも明確にしないのでありますが、実は森林区施業計画のその後の内容形成と森林施業計画制度として実現して行くという、ここがおそらく、我が国の林政の歴史とGHQの考え方のいわば折衷的な部分であったろうと思います。

これが戦後林政の一つの枠組みなのですが、ここで見ておきたいことの一つは、所有という概念が実は後退気味になっている、国家がむしろ前面化している点であります。一般の理解では果たしてそうかなと思われるかも知れません。アメリカというのはむしろやはり個人というのを強調した時期でもありますし、そういう国家でありますから、それに対して森林は違うぞという構えをここではむしろ示してきているというのが特徴だと思います。

こうした枠組みの林政を展開して行くのですが、既に昭和35年、あるいは昭和30年以降我が国はご存知の高度経済成長という道へと踏み込んで参ります。この中で昭和35年とりわけ39年の林業基本法制定以降、我が国は新しい林政の枠組みを持つこととなります。この時の枠組みというのはどうかと言うと、森林法という体系が大きくあって、それを森林計画制度が支えるということになっていたのですが、産業面への対応から基本法というのが出て参ります。両輪だと言いながらむしろ基本法が上位の計画部分、あるいは法律部分として位置付けて参ります。需給の長期の見通し、それに合うように資源の目標、整備と、このための計画づくりという置き方によって参ります。

しかし、基本法を作り新たな林政を展開し始めたその辺りから、実は大きな情勢としては、これではだめかも知れないという情勢を刻々と作って行ったというのが実態であったと思います。それは、基本的には明治以降の産業化という、この流れをここでは一挙に強めて行くんですが、その途中の昭和44年になりますと、外材が国内の木材の供給量を上回ってしまいます。これ以降我が国は外材の位置付けに対する様々な言葉はあるんですが、外材輸入を踏まえた政策を講ぜざるを得ない、これが実態になって参ります。基本法成立後わずか5年のことです。

我が国全体としては、産業化というのがものすごい勢いで進んで参ります。ご存知のような展開です。国家は資源に責任を持ち、その資源の管理をすることを通じて木材の自給と山村の保護と国土の保全というこの3つを課題としてきたのですが、国家が資本を育成し産業化を支えるという明治以降の展開を上手にやってきたが故に、この段階になると育てられた資本がわがままを大変に大きく言うようになってきてしまう、こういう事態だと思います。もっと食べなきゃ国際的な競争ができない、国産材が半分以下になってしまう、

資本として対抗できない、こういう論理がどんどん上回るのがこの時期以降の展開だと思います。産業化は明治以降ずっとそれなりのレベルと国家が責任を持つ形で展開を遂げたと思います。しかし、いつの間にその中で生長し成熟してきた資本が国家や農山村に対してわがままを言うようになり、国土保全に対して多少乱暴を働くようになる、こういう展開がこの時期以降ではないかという整理が可能ではないかと思います。その中で出てくるのは次の展開だと思います。

早くも昭和47年位から自然保護に対する政策が必要になってくると言う形で、自然保護に対する様々な政策部分、そして人々の声というのが大きくなって参ります。それと同時に昭和49年、50年の段階に入りますと地域林業政策、あるいは地域林業ということが沢山出てきます。外材とある競争関係を持たなければいけない。しかし、個々の所有者だとか林家という立場での競争というのはとても無理かも知れません。資本は資本としての展開の中で国家をも超え地域をも超えるという展開があります。しかし人々の生活と林業というのは我々の生活そのものでありましたから、生活レベルの問題として再構築しなければいけない。それは地域という構えの中であるシステムを作ってはどうか、資本が資本の展開を外国との展開を見ながら、ものすごい大きな規模で行うという、そういうスケジュールを描く一方で、地域はそうではなくて地域の身の丈に合ったものを展開せざるを得ない。あるいは資本の横暴の中で、国土保全、自給の変更と山村の解体、それを地域の林業ということと自然保全をきちっとしなければいけないのじゃないかということの中で追求する。この中に実は昭和40年代後半以降の我が国の林政があったのではないかと思います。

明治以降の流れを大変乱暴に整理しました。今回の新しい林政はこうした中で性格付けというのがかなり明確になっているような気が致します。つまりどういうことかと言いますと、産業政策的基調というのは一貫して続いているのですが、このいわば、低音的部分については国家が責任を持つということでございました。しかし昭和30年代から40年代の中で資本の展開が上回ってきます。そして、様々な点で問題点を吹き出していきます。そうすると国民のレベルでもあるいは政策のレベルでも、どういうことを対応として行わないといけないかと言いますと、資本機能を抑制するとか、木材の自給だとか、こういう側面には対抗の路線、対応の路線というものは必ずしも描ききれるものではございませんので、資本機能が上回ったが故に問題になっている側面への対応を当面しなければいけないのであります。つまり、産業化の課題とは異なる資本機能、「alternative」という言い方もしますが、要するに近代そのものが、そも



そも問題をもたらすものとしてあります。産業化はその一つの現れに過ぎず、近代そのものを改めて問うことが一番大切なことである、という訳です。近代そのものに明確に抵抗しようという、そういう構えが明確に強くなっていることなのです。それを違う言葉で言いますと、急カーブで展開をみせる近代とは異なるものを、という意味でポストモダンという言い方を致します。つまり別の角度で林政の展開の新しい場面を切り開くぞと言うことなのです。だからこそ、先ほど特徴として見たように私どもが伝統的にもっていた生産というキーワードが大変後退的になります。所有者があつて、そこに経営があり、それを施業案という形で国家と一緒にやって行こうという枠組みがどこかに消えてしまいます。国民の声とボランティアと、そして、今までむしろ国が支えてきた「公」という部分に期待してはいかがか、基本的な term が、がらっとすり替わるというのが新林政の特徴であり林政のスタンスとしてのこれまでとの断絶の部分だと思ひます。

しかし、問題は、大きな国家としての政策が果たしてこれで良いかどうかなのです。勿論こういう対応が必要であるというのは言うまでもありません。こういう対応なくして21世紀の林政展開というのはあり得ないと思ひます。しかしそれだけで良いのだろうかと言うことなのです。

この青森営林局は大変新しい試みとして、林業研究発表会を行います。林業を大切にしようと言う姿勢の現れだと思ひますし、国有林と民有林が一緒になって緑の回廊、自然樹林帯という新しい展開も地域主導でやってきました。分局に対し私が大変敬意を表していると言うのはこういうことを指していた訳です。地域の地道な展開の中で、必要不可欠という判断の中で、ポストモダンでは必ずしもなく、勿論ポストモダンの必要性はいただきつつもこれまで不幸にして産業化のこの論理が十分枠組みを持ちながら追求しきれなかった、それをもう一度やってはいかがかと言う、こういうスタンスにあるのではないか、ということなのです。

産業や生産部分に対する「あり方」とそこへ向けてのシステムや方法への内在的反省なしに、それらが多くの問題をもたらしたから、そもそも近代そのものがダメだ、として、生産や産業発展がもたらした優れた面をも葬るような対応を問題にしたいのです。

現実の生活そのものは一体どうだろうかということ考えてみるともう少し分かり易いかも知れません。

### 3 社会経済の現状と農山村の現実

山村のことをちょっと考えていただきますと、全く相反する評価というのが

出て参ります。山村はすばらしい、山村こそ21世紀の夢舞台である、人間の癒しと都市の癒しは山村に求めざるを得ない、山村こそ次の展開のパラダイスなんだと、ご存知の通りであります。しかし私どもが学生を連れて調査に参りますと、その山村はいわばグローバリゼーションの中でここ一年特にそうでありますがチップ生産を止められてしまう、生活は立ちゆきません、いわばこのアンビバレンスと言いましょうか、大変分裂的な状況、しかしどちらも事実なのですが実態に即しているのはむしろ後者の側面であります。ポストモダンからの山村への見方には、次の展開としての山村への評価と期待がここには込められておりますし、それは次の展開の論理の一つだと私も思います。しかし現実には後者の中で展開をしております。

先ほどの林政の形をここで当てはめて考えていただきますと、21世紀の林政大綱プログラムはどこにフォーカスしたかというのはこれで明確であります。生産はなかなかやっていけない、いわば国土政策とその中の山村政策と一緒にやって行くことが国民の声ですし、人々の声でもあります。事実としてそうだと思います。21世紀のビジョンとしてこれをなくして林政はあり得ないと私も思います。しかし一方の現実のグローバリゼーションから苦しめられている部分に対するフォローと政策部分というのは一体どこに見い出したら良いのだろうか、ここが私たちが地域にあればこそ、補って行かなければいけない部分だと思いますし、なおこれが修正が可能であったり、あるいはこれから紆余曲折があるとするれば、私どもは接合の論理として提案をすべき重大な課題がここにはあるのではないかと思う訳です。青森分局はここ数年、局だけではなく様々な主体と一緒にやって、そのいわば雛形と言いましょうか、多くの試みを展開していると思う訳です。教えられるところが沢山ございます。しかし我が国全体の中ではひょっとすると今やマイナーな位置にあるのかも知れません。しかしそれが大事だという論理を携えることと現状をきちっとそういう形で見ているということが大事ではないかと思うのです。

そこを見えづらくしているのが実は木材の自給という部分だと思います。今回の政策大綱のもう一つの特徴は今回詳しく資料を持ってきておりませんが新しい農業基本法の構成とニアイコールな訳です。しかし、林業と農業は一緒なんだらうか、産業としても管理する対象としても一緒だらうか。農業に、国家が巨大な所有部分を持って国家自ら経営をし、地域にも国にも責任を持つという側面があるだらうか、公的な部分が農業を支えるという形ではありますけれども、その主体になっているというのはこれまでの歴史にあるだらうか、技術的な過程、似たような展開だという学問整理もあるでしょうが、事実として同じだらうか、凡そ、農業と林業は違うと思います。しかし残念ながら今回も農

業基本法と新しい新林政の体系は殆ど変わりません。何がそうさせているのか、それは紛れもなく木材の自給という格好で現れる国際的な関係の部分がそういう形に押し込めて行くのだと思います。かつては農業も林業も産業への枠組みという形で構成をしたそのレベルでのある同一性だったと思います。今回はいわば言葉では皆さんご存知のグローバリゼーションという、こういう国際的な枠組みの中で、もはや木材あるいは当面必要な産業的資材については外国から入ってくるじゃないか、ここに対してはあまり明確な意識を持たなくても済む、ないしは持たない方がいい、こういう理解の中で実は農業と林業が同じような構成をとってくるという仕組みになってしまったと思います。

これは現実的な対応の一つとしてやむを得ない部分があると思います。しかし先程申し上げたようなこれまでの林政の考え方と構えはそれなりに説得力があるし、方法論としても優れているんです。それを上手に遂行しきれない中で他の要因が壊して行った側面、それを見ておくべきだと思います。壊されたが故にあるいは狙いとは違う角度で展開してしまったが故にその方法論自体をだめなものとして葬り去ろうとしている、こうした点への反省が必要な時期に来ているように思います。ここが難しかったかも知れませんが最も重要なところだと私は思っています。

#### 4 持続可能な社会の地域からの形成

レジュメの4番目に入ります。

一つは先程来申し上げておりますようなポストモダンと言われる、近代に対する批判というのは当たっているところが沢山ございます。そして行き過ぎた近代、いわば行き過ぎた産業主義、行き過ぎた工業化の論理、行き過ぎた経済性の追求、これに対する反省というのはやはり必要だと思います。ではポストモダンを踏まえた森林の取り扱い、方法論とは一体なんだろうか。ポストモダンの立場からはこれが重要な点となるべきだと思います。それが今回の新林政の中にあるだろうか、それは一体期待できるものなのだろうか。実は計画制度という言葉はそのまま残っております。もう一つはゾーニングというのが新しい言葉で出て参ります。ポストモダンへの対応が必要だとすればポストモダンに対応する管理の方法論というのが鍛えられる必要があるように思うのです。明治以降の我が国林政が産業政策を採って行く。その根幹には所有者、所有を背景にした経営管理としての施業案主義を形を変えつつも一貫して貫いてきた。ではポストモダンという場合の新たな森林管理の方法論はゾーニングとなるのか。ゾーニングの内容たるや一体なんだろうか。ということです。ゾーニングで構わないと思います。どういう方法論のネーミングをしてもそれはいい

訳です。問題は中身はどのようなものかと言うことです。また、行き過ぎた近代としての生産がそのまま生きて行くのであれば、これは大変ちぐはぐな言葉だけの変更で終わる可能性があります。新しい森林管理、具体的取扱いの方法、内容は、日本の場合ですとモンリオールプロセスに入っておりますが、その中では具体化できないと思います。考え方と論理は整理が可能だと思いますが、具体的内容はやはり私どもが地域の現実の中で鍛えて行く、作って行くということをして行かなければいけないのではないのでしょうか。

そういう期待を沢山抱かせるものに、緑の回廊というのがあります。今、国有林を中心に緑の回廊というある施策部分が展開しております。これは私がここで申し上げることでは全然ないんですが、生態系保護地域だとか各種保護林制度を連結して行こうというもので、これが国有林サイドの緑の回廊の、いわばコンセプトでございます。それと接合するように民有林部分でも一緒になって回廊というのを作ってはどうか、北東北3県が中心になって同じような回廊という言葉当て、民有林の新しい展開を図ろうとしています。

県の方々も今日お見えなんです、色々ご苦労されております。国有林と一緒にコンセプトでいいんだらうか、そうでないものをコンセプトとして持とうという場合に一体我々はどんなものが必要なんだらうか。民有林の緑の回廊のコンセプトとしては保護ということは勿論大切なんだけど、それをも含みつつ生産ということ、あるいは生活といってもよいと思いますが、それを論理としては外さないことではないだらうか。人と自然の共存の内容としての利用を重視する。そうした人と自然の回廊でもありましょう。緑の回廊は人と自然の回廊としての中身を持つ、と言うことが今整理されている一つです。

もう一つは、自然は単なる自然ではなく、我々が受け止める自然はその中にまさに生産と生活の歴史があって、しかも我々の世代だけでそれを使い切るのではなくて、次の世代もその次の世代に対してもそういうものとして残して行かなければいけない。それは過去と未来をつなぐそういう回廊でもあります。時間の回廊としての中身を備えて行こう。こういうことが次のコンセプトとして必要ではないかということの議論です。それからもう一つは、日頃、隣は何をしているんだらう、隣の県は何をしているんだらう、なるほど面白いな、しかし、それはその場所の特徴がよく現れているな、そういうものがあつたとすればそれをネットワークして行く、それぞれの個性をネットワークするような、そういう場所的な個性を上手につないで行く空間的な回廊でもあろう。そういうコンセプトとしても機能させよう。これが今考えられているところです。また一方、国有林は北上の回廊に当たっては国有林と民有林が見事に一体化した回廊を今年度中に設定するというように聞いております。これは大変に優れ

た試みだと思っております。こういう中身を作って行くと当然に小さな一人一人の所有者にはひょっとしたら施業として窮屈なところが出てくるかも知れません。しかし、ここはこういう施業にしましょう、それはどういう理由かと言うとこういうことからなんだ。ということになります。勿論そこに対する施策部分というのはフォローするようになります。

こうした事実がありますと、それはポストモダンといわば産業主義との具体的な接合の中身としての施業部分、取り扱い部分になって行くような気がします。ゾーニングが共生林だ、循環林だ、おおよその枠組みとして、2割だ5割だ何割だ、これを実態がなく上から張り付けるのではなくて、その中身があるかどうかということが、これからの政策部分として大変重要なのではないかと思う訳であります。こうした中身はこの青森分局では事実として今作りつつあります。これが青森分局の優れた点であると思うのです。こうして民有林の方も国有林も一緒になって対応し、研究会を開催しながら上手に次の展開への林業セクターとしての責任というのを練り上げて行こうとしています。こういう姿勢に対して私は心から敬意を表したいと思っている次第でございます。

ところで、政策の話に少し戻りまして、大変気になることについて触れさせていただきます。今年度から政策として直接の所得補償制度というのを農業では行っております。これに対する評価も大変幅の広いものです。非常に高い評価を与える先生もおります。非常に評価をする政治の部分もございます。しかし、私どもが今見てきたような論理からすると、これからの森林政策の論理として本当に携えられるものかどうか疑問も出て参ります。ご存知のように直接の支払制度というのはマーケットの論理をいわば外したまさにポストモダンなのです。制度としてはそうした部分を持つということが絶対に必要だと思います。間違いなく必要な部分だと思います。自然を全てマーケット論理で覆い尽くせるかというとなんかそんなことはありません。しかし、今の所得補償の捉え方はどちらかというところ市場論理を考えない、切断するというところ、これが大変強いということなんです。私どもが今見てきた考え方というのは市場の論理、生産の論理、近代が私どもに様々な恩恵をもたらしてくれたプラスの側面は上手にこれからも携えようと言うことなんです。そうすると切断をするのではなくてどこまでこれが機能するだろうか、機能しないところからは違う制度をどういう形で設定していくのか、この整理が必要なのではないかとそういう疑問なんです。あるいはちょっと分かりにくかったかも知れませんが機会をいただきましたら、またこの所得補償については議論をしたいと思っております。

我が国の林野政策はこの所得補償については少し待って下さい、今一生懸命整理をしていますと言うスタンスで実は所得補償制度は組み込まれておりませ

ん。国民から多くの声が出ておりますがそれはなお整理しきれない部分を持っています。ですから、今、国の林政の中では政策方法として携えませんでした。このスタンスについては私は大変優れた見識だと評価をしております。農業分野でも問題点が既に現れておりますので、制度見直しの時期が来るのではないかと私は思っております。

それから気になるもう一つは先程来ずっと申し上げてきましたように、資源管理あるいは国民生活と森林というレベルの問題では、国民経済とか国家の持っている役割ということが明治期以降ずっとあったし、それは大変に重いものとして機能もしておりました。

新しい林政の中ではこの国民経済とか国家というものが大変後退的でございます。これに対しての整理というのがなお出来きれていないのではないかとこの心配を持っております。私はグローバリゼーションという中で国境、ボーダーがなくなる、そのことが持っている優れた面というのも沢山あると思います。事実として各国の一人一人の生活のレベルを底上げして行くし、あるいは発揚部分というのも沢山あると思います。しかし今展開をしているグローバリゼーションというのは多くの国々が気がつき始めていますし私どもも気がつき始めていますが、必ずしもそうした本来的なグローバリゼーションではないのではないかと考えております。すなわち、どこかの国のルールが、どこかの国が良しとする価値認識が、あまりにも上回り過ぎているし、いわばそれがグローバリゼーションの到達点であるかのごとくに、押しつけられる歪みを持ったグローバリゼーションの姿を示していると考えられます。これが様々な面から問題を起こし、また、大変に懸念される場所でもあります。既にこういう枠組みの中でアジアの各国は異議申し立てを沢山しておりますし、我が国もするようになってきました。食糧の問題、あるいはつい先日シアトルでの会議の問題もそうであります。こうした実態を考えたときに国家・国民経済というのは改めて何が国民経済で何がグローバル展開であり、そして国家なのかということを考えなければいけない時が来ているような気が致します。

新林政の中を読み込んで行きますと国家イコール国民という論理がやくやく見えてくるんでありますが、そしてそれは大変優れた歴史認識でもあると思います。しかし現実のグローバリゼーションが先程のような実態であるとき、国家イコール国民という置き方になりますとどうということになるだろうか。そこでは、国家というのはこの押しつけられたグローバルそのものを持ってこざるを得なくなってしまう。それはまさに近代啓蒙だと言われているその側面にそっくり乗っかってしまうことでもあります。日本のこの豊かな森林と日本がずっと育んできた文化だとか生活のシステム、それは一体どこへ行ってしま

のか、改めてグローバルそのものと国家と国民の関係というものを整理しなければいけない状況というものが訪れているような気が致します。我々の生活にとって山林政策というのは、国土の凡そ7割が山林部分でありますから、世界の中でも特殊な位置にある国であります。山林政策が様々な意味で将来とも重要な地位を占めて行くだろうと思われれます。その中で国家あるいは国民経済の問題というのは、絶対に除くことのできない問題だと思っております。

地域の現場から積み上げる国民経済というものが、それぞれの国民経済が国家を尊重するグローバル化を進めるべきであると考えている訳です。

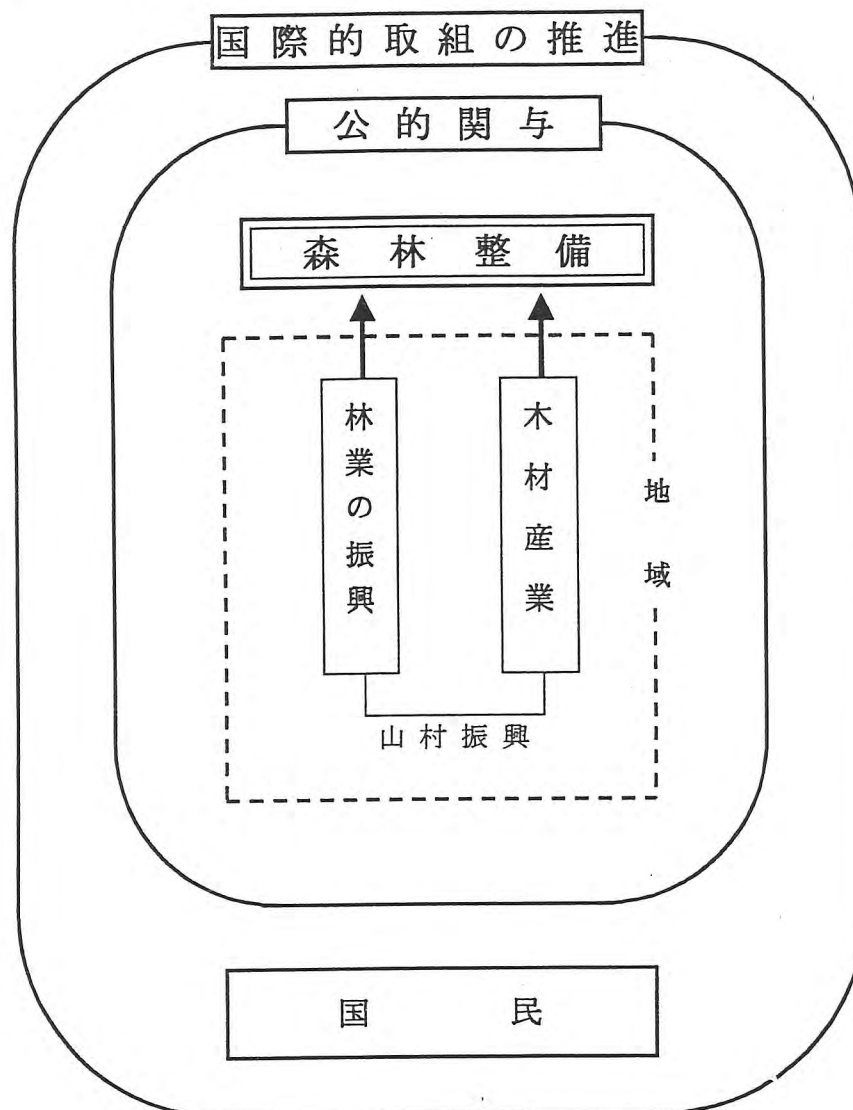
先ほど一番最初の図で国民と書きましたが、この国民が一体どういう国民かという問題に結びついて行きます。

以上のような次第で、わが国についても、我々のこの地域についても現状が捕まえにくく、また、将来展望としても描きにくい。しかし、一つ一つ大きな枠組との接合の問題としても捉えて行くことで我々が課題としているものの位置づけを確かめられる、そういう道はあるように思います。林業だけにフォーカスするのではなくて大きな視点も同時に抱えながらやって行く時ではないかと強く感じております。

ありがとうございました。

図-1 林政改革プログラムの仕組

【政策的枠組】





「21世紀の森林・林業・林政を考える」

岡田 秀二 (岩手大学)

1, 新たな林政の方向と特徴

林政審議会答申 (2000, 10月)  
林業政策大綱 (2000, 12月) } を中心に  
大転換とその内容を探る

2, 新しい林政の歴史的位置づけについて

明治・大正期林政  
統制期林政  
戦後林政  
基本法林政  
自然保護・地域林業林政  
新林政

3, 社会経済の現状と農山村の現実

現代社会の特徴 —— グローバリゼーション  
農山村の現実と新たな評価、そして危機  
林政と農山村の現実

4, 持続可能な社会の地域からの形成

ポスト・モダンの森林取り扱いの技術・手法とは ——  
先進国・木材輸入国の日本  
そこでも大切な FORESTER —— 森林の取り扱いはやはり特殊  
ポスト・モダンの批判を受け止めつつモダンをやり直す ——  
直接支払い制度をどうみるか  
地域からの新たな社会経済の構築と国家 ——  
国民経済と国家の必要性

林政改革プログラム骨子

13~14年度	~17年度
<p>大綱、プログラムの決定</p> <p>① 新基本法の制定（13年通常国会に向け法案を取りまとめ） ② 大綱、プログラムに沿って、個別政策に係る改革の着実な推進</p>	<p>政策全般の見直し</p>
<p>森林の整備目標及び森林資源の利用目標の設定（新基本法に基づき設定）</p>	<p>・目標に向けた施策の推進</p>
<p>多様な機能の発揮のための森林の管理の推進</p>	
<p>1 森林計画制度の見直し等を通じた森林整備の推進</p> <p>(1) 持続可能な森林経営を推進する森林計画制度の構築</p> <p>① 重視すべき機能に応じた森林の区分の導入 ② 森林施業計画の作成者の見直し</p> <p>(2) 森林整備事業等の見直し</p> <p>① 抜き伐りを繰り返しつつ徐々に更新を図る施業の推進 ② 造林関係事業、林道事業の施策体系の見直し</p> <p>(3) 間伐の緊急実施と的確な森林保護 緊急間伐5カ年対策（12~16年度）と森林病虫害対策の実施</p> <p>(4) 森林の保全措置の充実強化 森林所有者等の森林管理に係る責務の明確化等</p> <p>2 森林の新たな利用の推進 国民に開かれた森林の整備、身近な里山林の整備等の推進</p> <p>3 森林整備に対する理解の醸成と森づくり運動の展開</p> <p>4 国民の理解の下での森林整備の社会的コスト負担の検討（その一環として、12年11月から研究会を立ち上げ、検討を開始）</p>	<p>・13年通常国会に向け、森林法改正法案を取りまとめ ・全国森林計画の変更（13年度）</p> <p>・14年度からの実施に向けて検討</p> <p>・新たな制度の下での施策の推進</p> <p>・新たな施策体系に基づいた森林整備の推進</p> <p>・左記施策の着実な実施</p> <p>・13年通常国会に向け、森林法改正法案を取りまとめ</p> <p>・新たな制度の下での施策の推進</p> <p>・教育改革の検討方向を踏まえた連携施策の実施</p> <p>・左記施策の着実な推進</p>
<p>森林の管理と森林資源の持続的利用を担う林業の振興</p>	
<p>1 地域林業経営体制の整備</p> <p>(1) 施業・経営の担い手の育成・確保と集約化の推進 担い手の認定制度の整備と担い手への施策の集中</p> <p>森林組合については、地域の森林の管理を担う組織として機能を充実</p> <p>(2) 相続税の負担軽減を含む林業税制のあり方の検討</p> <p>2 林業就業者（新規就業者や林業後継者等）の確保・育成</p> <p>3 効率的かつ適切な森林整備のための生産基盤等の整備</p> <p>(1) 林道等の整備 (2) 機械化の推進（12年高性能林業機械化促進基本方針を改定）</p> <p>4 特用林産物の振興 生産技術の向上、品質管理の高度化、産地表示の適正化等の推進</p>	<p>・13年通常国会に向け、林業経営基盤強化法改正法案を取りまとめ</p> <p>・14年通常国会に向け、森林組合法の見直しを検討</p> <p>・新たな制度の下での担い手の育成・確保と集約化の推進</p> <p>・新たな制度の下での森林組合による地域の森林の管理の推進</p> <p>・左記施策の着実な推進</p> <p>・新たな林道規程に基づき、林道等の整備を推進</p> <p>・左記施策の着実な推進</p>
<p>森林資源の持続的利用を担う木材産業の振興</p>	
<p>1 木材産業の構造改革</p> <p>(1) 木材の加工体制の整備 品質・性能の確かな製品の供給体制の整備等</p> <p>(2) 木材の流通の合理化と情報化の推進 原木・製品流通の効率化と規格取引の推進</p> <p>(3) 再編整備の推進</p>	<p>・木材産業及び木材利用に関する法制的措置について13年度を目途に検討</p> <p>・木材産業体制整備の基本方針の策定（13年度）</p> <p>・左記方針に基づき施策を着実に推進</p>

13～14年度	～17年度
<p>2 木材利用の推進</p> <p>(1) 国民への普及啓発</p> <p>(2) 住宅への地域材利用の推進</p> <p>(3) 公共部門等における地域材利用の推進</p> <p>(4) 木質資源の多角的利用の推進</p>	<p>・左記推進方向に基づき施策を着実に推進</p>
<p><b>森林・林業・木材産業を通じた総合的・重点的な施策の展開</b></p> <p>外材と対抗できる意欲ある地域を育成するための事業の展開と林業構造改善事業の見直し</p>	<p>・地域材利用の推進方向の明確化(13年度)</p> <p>・14年度からの実施に向けて検討</p> <p>・左記検討結果を踏まえた新たな事業の展開</p>
<p><b>公的関与による森林の適正な管理</b></p> <p>1 保安林指定の計画的推進と治山事業による森林の整備</p> <p>2 緑資源公団による森林の整備</p> <p>3 林業会社による森林の整備 (林業会社のあり方等につき12年中を目途に整理)</p>	<p>・保安林整備臨時措置法の期限切れ(15年度末)後の保安林整備のあり方について検討</p> <p>・左記施策の着実な推進</p>
<p><b>森林・林業・木材産業に関する研究・技術開発と普及</b></p> <p>研究・技術開発戦略や林木育種戦略の策定とそれに基づく研究・技術開発等の効率的・効果的な実施 効率的・効果的な普及事業の展開</p>	<p>・基本政策に基づく研究・技術開発等の実施及び普及指導事業を推進</p>
<p><b>国有林野事業改革の着実な推進</b></p> <p>国有林野の管理経営に関する基本計画(平成11年～21年)に基づき公益的機能を重視した管理経営への転換等抜本的改革を推進</p>	<p>・引き続き、抜本的改革を推進</p>
<p><b>山村地域の活性化</b></p> <p>1 定住条件の整備等</p> <p>(1) 就業機会の創設・確保 林業・木材産業の振興、未利用資源を活用した新たな産業の育成等</p> <p>(2) 定住条件の整備 生活環境の整備、拠点集落の整備、集落再編のあり方の検討</p> <p>(3) 都市と山村の交流の促進 森林体験、森林環境教育等の促進</p> <p>2 森林整備のための地域による取組を推進するための措置の内容について検討</p>	<p>・左記施策の着実な推進</p>
<p><b>森林組合系統組織の見直し</b></p> <p>1 経営基盤の強化・組織運営体制の整備 合併、組織の合理化、事業の整理・多角化等</p> <p>2 森林組合系統組織の再編・整備 森林組合系統が自ら取り組む組織の再編・整備を 実現</p>	<p>・森林組合合併助成法の期限切れ(13年度末)後のあり方について検討</p> <p>・14年通常国会に向け、森林組合法の見直しを検討</p> <p>・再編・整備後の新たな組合系統組織の育成</p> <p>・新たな制度に基づき、事業を展開</p>
<p><b>森林・林業分野における国際的取組の推進</b></p> <p>途上国における持続可能な森林経営に向けた取組への支援と地球温暖化防止等への対応 適切な木材貿易の推進のための国際ルールの確立への取組</p>	<p>・左記施策の着実な推進</p>

## 林政審議会報告

## 新たな林政の展開方向

林政審議会（佐々木憲彦会長）は、10月11日、「新たな林政の展開方向」を取りまとめ、農林水産大臣に報告した。

これは、林政審議会として森林・林業・木材産業に関する新たな基本政策の構築に資するよう、林政の具体的な展開方向について検討するため、本年7月から6回にわたる議論を重ね、取りまとめを行ったものである。

以下、林政審報告の概要を紹介する。（林野庁企画課）

## 1 はじめに

森林・林業・木材産業に関する新たな基本政策の構築に資するよう、林政の具体的な展開方向について検討し、とりまとめた。今後、早急に施策を具体化することを要望する。特に、林業基本法については速やかにこれを見直すとともに、関係する政策全般を国民の視点に立って再構築すべきである。

## 2 情勢の変化を踏まえた新たな林政の確立

## (1) これまでの林政の考え方

これまでの林政は、旺盛な木材需要を背景に、林業総生産を増大させることを目標として多岐にわたる施策を実施してきた。森林の公益的機能は副次的に発揮されるという認識であった。

## (2) 森林・林業・木材をめぐる情勢の変化

- 森林に対する国民の要請は、国土の保全、水資源のかん養等はもとより、保健・文化・教育的利用、地球温暖化の防止等にまで多様化・高度化した。
- 木材価格の低迷、林業生産コストの増大等により林業の採算性が悪化し、人工林を中心に管理が適正に行われない森林が増加するおそれがある。
- 建築物での製材品に対する要求は、品質・性能が明確な資材に大きく変化している。このような中で国産材のシェアは低下の一途

にある。

- 林業就業者の約8割が居住する山村地域は、人口の減少、高齢化の進行等により、地域の活力が低下し、このままでは林業生産活動の継続が困難になるばかりでなく、森林の管理も十分に行われないおそれがある。

## (3) 新たな林政への転換の必要性

- 政策の主たる目的を木材生産を主体としたものから、将来にわたり森林の多様な機能を持続的に発揮できる森林整備を目指すものに転換する必要がある。
- 森林所有者を中心とした従来の林業経営の考え方を改め、森林所有者がどうかにかかわらず林業経営意欲を有する者が森林所有者からの受託等により森林の管理や経営を担当するようにする。
- 木材産業を林業と一体となって国産材の利用推進に重要な役割を果たす産業であると位置付け、売れる国産材づくりに向けた取組を促進する。
- 森林の管理や林業の振興には山村の活性化が不可欠であるという考え方に立って、農業政策や関係省庁の政策と連携しながら山村の振興を推進する。

## (4) 数値目標の設定

木材自給率の設定については、新たな林政の指針としては必ずしも適当とは言えないが、数値目標を設定することは重要である。このため、森林の適正な管理の観点から、森林・林業の実態も踏まえつつ、「森林の多様な機能の持続的な発揮を図る」という新たな林政

の考え方を表挙する目標の設定を検討する。

## 3 新たな林政の具体的方向

## (1) 多様な機能の発揮のための森林の適切な管理の推進

- 多様な機能の持続的発揮を図るとともに、森林資源の持続的利用を推進する観点から森林計画制度を見直す。最も重視すべき機能に応じて森林をゾーニングし、ゾーン毎に最もふさわしい森林の整備を推進する。
- 健全な森林の育成に不可欠な間伐等の施策を確実に実施するとともに、従来の皆伐一新植を主体とする画一的な施策を見直し、多様な施策を導入する。
- 経営意欲を失った森林所有者の施策・経営を安定的・効率的に施策・経営を行える者に集約していく。この場合、市町村長によるあっせん等地方公共団体に関与する仕組みを設ける必要がある。
- 身近な自然として生活環境の保全、森林とのふれあいの場を提供する里山林等の保全・整備・利用を推進する。

## (2) 森林を適正に管理するためのシステムの整備

- 森林所有者には森林を適切に管理する責務があることを明確にするとともに、保育・間伐等が必要な森林や伐採跡地の放置等により公益上の支障が生じるおそれがある場合に対応できるよう、勧告、是正措置等を充実強化する。
- 国民的な理解と支援による森林整備を推進するため、ボランティア活動等を支援するとともに、環境税や地方自治体における法定外目的税に関する検討状況等も踏まえつつ、社会的コスト負担のあり方を検討する。

## (3) 森林の管理と森林資源の持続的利用を担う林業・木材産業の振興

- 継続的な林業生産活動を通じて地域全体での森林の適切な管理と森林資源の持続的利用の推進を図るため、林家、森林組合、素材生産業者等の中から、安定的・効率的に施策・

経営を実施できる者を育成する。また、林業税制の改善についても検討する。

森林組合については、地域による森林管理を責任をもって行う主体として位置づけるなど、森林組合のあり方を検討する。

- 多様な就業ルートを通じた幅広い人材の確保を図るとともに、今後の森林整備に必要な知識・技術を備えた人材を育成し定着させることが重要である。
- 育林、素材生産段階におけるコストを削減し、地域の森林の整備を効率的に行うため、林道、作業道等の整備、機械化を推進する。
- 特用林産物については、良質で安全な商品の供給、需要の拡大、低コスト安定供給体制の整備及び新商品・新技術の開発を推進する。
- 木材産業については、乾燥材供給体制の早期整備、高次加工化等を推進する。また、加工コストの低減、新製品の開発・生産等に向けて経営革新を進めるとともに設備投資等を促進することを通じて、木材産業の再編整備を推進する。
- 住宅分野や公共部門等における地域材利用を強力に推進する。また、木材のガス化、液化等によるバイオマスエネルギーとしての利用等木質資源の多角的利用のための技術開発と普及を推進する。
- 外材と対抗しうる国産材生産地域を育成するため、林道等の整備の重点化と木材の加工・流通施設の整備・合理化をより一層一体的・重点的に行う仕組みを検討する。

## (4) 公的関与による森林の適正な管理

- 公益的機能の確保の観点から森林の適正な管理が必要な場合に、保安林の機能確保のための治山事業による森林整備を実施するとともに、立地条件に応じた緑資源公園、林業公社による森林整備を実施する。

## (5) 国有林野事業の抜本的改革の推進

- 国有林野を名実ともに「国民の森林」とする、という基本的な考え方に即して、引き続き抜本的改革を積極的に推進する。

(8) 山村地域の活性化

- ・ 山村地域の活性化を図るため、就業機会の創設・確保、定住条件の整備、都市と山村の交流を促進する。
- ・ 森林の適切な管理を通じ森林の多様な機能の発揮を図る観点から、地域が行う森林の管理行為に対する施策など、森林管理のための地域による取組を推進するための措置の内容について検討する。

4 新たな林政の効果的な実施のための行政手法

(1) 政策の視点

- ・ 政策の主たる目的が木材生産から森林の多様な機能の発揮へと転換されることに伴い、政策手法も見直す必要がある。
- ・ 財政措置について、効率的・重点的に運用すべきである。
- ・ 国民の理解を得ながら施策の目的を達成するため、国民への広報、政策の透明性を確保するとともに、施策に国民の声を反映させる手続を組み込むべきである。
- ・ 国と地方の役割分担を明確にする必要がある。
- ・ 国際規律又は国際的なルールの形成に当たっては、国際規律等の動向を踏まえ、その整合性に留意しつつ、国内政策を立案する。

(2) 関係者の取組

- ・ 全体的な政策の基本方向及び関係者が取り組むべき具体的な課題を明らかにするほか、一定期間ごとに取組の進捗状況を検証する。

(3) 政策のプログラム化と定期的な見直し

- ・ 政策課題について、今後概ね3～5年間の政策を具体化するためのプログラムを策定・公表すべきである。また、プログラムに基づき、個別の政策について、費用対効果等の評価を行いつつ着実に実施する。
- ・ 5年程度ごとに総点検と評価を行い、不断に検証評価していくべきである。

林野庁として、今回の林政審議会からのご意見を踏まえ、本年中に目途に政策大綱等を

取りまとめるとともに、新たな基本法案等の準備を進めていくこととしています。

森林・林業・木材産業関係の皆様方のご理解とご支援をよろしくお願いいたします。

林政審議会の開催経緯等

開催経緯

- 第1回(平成12年7月27日)  
テーマ:森林・林業・木材産業基本政策の検討方向(案)
- 第2回(平成12年8月8日)  
テーマ:参考人からの意見聴取(1)  
建築家,木材流通業,製材業,業材生産業
- 第3回(平成12年8月22日)  
テーマ:参考人からの意見聴取(2)  
住宅産業,森林組合,林家,地方公共団体
- 第4回(平成12年9月7日)  
テーマ:取りまとめに向けたフリートーキング
- 第5回(平成12年9月27日)  
テーマ:基本政策に関する意見の取りまとめ(会長私案)
- 第6回(平成12年10月11日)  
テーマ:基本政策に関する意見の取りまとめ  
(「新たな林政の展開方向(案)」)

(参考)

- 林政審議会委員名簿(五十音順)
- 秋山 智英(国際緑化推進センター理事長)
- 飯塚 昌男(全国森林組合連合会代表理事会長)
- 海瀬亀太郎(日本林業同友会副会長)
- 菊池 繁安(全国町村会常任理事)
- 久我 一郎(全国木材組合連合会会長)
- 幸田 ジャーミン(フリージャーナリスト)
- 木平 勇吉(日本大学生物資源科学部教授)
- 会長
- 佐々木 惠彦(日本大学生物資源科学部教授)
- 高木 郁朗(日本女子大学家政学部教授)

代理

- 田中 宏尚(自主流通米価格形成センター会長)
- 田部井 淳子(登山家)
- 橋本 昌(茨城県知事)
- 松本 康子(労働保険審査会委員)
- 安原 正(樹さくら総合研究所特別顧問)

## 林政年表

	年次	林政	一般・国際動向
明	2年(1869)		版籍奉還
	6年(1873)		地租改正
	9年(1876)		官林調査仮条例制定
	14年(1881)	農商務省設置(国有林設置)	
	19年(1886)	内務省北海道庁 北海道国有林分離成立	
	22年(1889)	宮内省御料局 御料林分離成立	
	27年(1894)		日清戦争勃発
	29年(1896)	河川法制定	
	30年(1897)	森林法, 砂防法制定	
	32年(1899)	国有林野法制定, 国有林特別経営事業開始	
治	37年(1904)		日露戦争勃発
	40年(1907)	森林法改正 (公有林等による施業案制度の創設)	
大正	3年(1914)		第1次世界大戦勃発
	9年(1920)	公有林野官行造林法制定	
昭和	12年(1937)	森林火災国営保険法制定	
	14年(1939)	森林法改正(50町歩以上の森林所有者に施業案編成義務等), 林業種苗法制定(昭和45年現行法制定)	第2次世界大戦勃発
	16年(1941)	木材統制法制定	
	20年(1945)		第2次世界大戦終戦
	22年(1947)	林政統一(国有林野事業特別会計法制定)	
	25年(1950)	造林臨時措置法制定(要造林地の指定等による積極的な造林の推進), 森林病虫害等防除法制定	
	26年(1951)	森林法改正(森林計画制度・伐採許可制度の導入), 国有林野法改正	
	29年(1954)	保安林整備臨時措置法制定	洞爺丸台風
	31年(1956)	森林開発公団法制定(森林開発公団設立)	
	32年(1957)	国有林生産力増強計画策定, 森林法改正(普通林広葉樹の伐採届出制に変更等)	
	33年(1958)	分収造林特別措置法制定(分収方式による造林事業の推進)	
	34年(1959)		伊勢湾台風
	35年(1960)	治山治水緊急措置法制定	国民所得倍増計画策定
	36年(1961)	国有林木材増産計画策定 森林開発公団法改正 (水源林造成事業の導入)	

年次	林政	一般・国際動向
37年(1962)	森林法改正(全国森林計画, 地域森林計画の新設等)	
38年(1963)	森林組合合併助成法制定	
39年(1964)	林業基本法制定	
40年(1965)	中央森林審議会答申 (「国有林野事業の役割と経営のあり方」)	山村振興法制定
41年(1966)	入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律制定 森林資源基本計画策定	
43年(1968)	森林法改正 (森林施業計画制度の創設等)	
46年(1971)	国有林野の活用に関する法律制定	
47年(1972)	林政審議会答申 (「国有林野事業の改善について」), 国有林野における新たな森林施業を通達	国連人間環境会議
48年(1973)	森林資源基本計画改定	円為替相場制へ移行 第一次石油ショック
49年(1974)	森林法改正 (林地開発許可制度の創設等)	
51年(1976)	林業改善資金助成法制定	
52年(1977)	松くい虫防除特別措置法制定 (昭和57年に「松くい虫被害対策特別措置法」へ)	
53年(1978)	森林組合法制定(森林法から独立) 国有林野事業改善特別措置法制定 国有林野事業に関する改善計画策定	
54年(1979)	林業等振興資金融通暫定措置法制定	
55年(1980)	森林資源基本計画改定	
58年(1983)	森林法改正 (森林整備計画制度の創設等) 分収造林特別措置法改正 (分収育林制度の創設)	
59年(1984)	保安林整備臨時措置法改正(特定保安林制度の創設), 国有林野法改正(国有林野の分収育林制度の創設) 国有林野事業改善特別措置法改正 国有林野事業59年改善計画策定	
60年(1985)		プラザ合意
61年(1986)		国際熱帯木材機関設立
62年(1987)	国有林野事業改善特別措置法改正 国有林野事業62年改善計画策定 森林資源基本計画改定	

	年次	林 政	一 般・国際動向
平成	2年(1990)	林政審議会答申 (「今後の林政の展開方向と国有林事業の経営改善」)	
	3年(1991)	森林法改正 (「国有林の地域別の森林計画」, 特定森林施業計画制度の創設) 国有林野事業改善特別措置法改正 国有林野事業3年改善計画策定	
	4年(1992)		国連環境開発会議 (地球サミット)
	7年(1995)	緑の募金による森林整備等の推進に関する法律制定	
	8年(1996)	林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通に関する暫定措置法改正, 林業労働力の確保の促進に関する法律制定, 木材の安定供給の確保に関する特別措置法制定, 森林資源基本計画改定	行政改革プログラム
	9年(1997)	林政審議会答申(「林政の基本方向と国有林野事業の抜本的改革」), 森林組合法及び森林組合併助成法の一部を改正する法律制定, 森林病虫害等防除法改正	地球温暖化防止京都会議
	10年(1998)	国有林野事業の改革のための特別措置法制定, 国有林野事業の改革のための関係法律の整備に関する法律制定, 森林法改正(市町村森林整備計画制度の拡充等)	地球温暖化対策推進法制定
	11年(1999)	緑資源公団発足	住宅の品質確保の推進等に関する法律制定